

第十回国会 厚生委員会 議録 第十四号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)
午後二時六分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事 青柳 一郎君 理事 丸山 直友君
理事 柳原 三郎君 大西 禎夫君
佐藤 親弘君 首藤 新八君
田淵 光一君 寺島隆太郎君
中川 俊思君 堀川 恭平君
松井 豊吉君 山村新治郎君
清藤 唯七君 松谷天光光君

出席政府委員

厚生事務官 安田 巖君
(保険局長)
厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君
委員外の出席者 小川 朝吉君
厚生技官(公衆衛生局長) 結城予防課長
参議院参事(法制局長) 中 原 武夫君
第一部第一課長 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

三月二十日
委員岡崎勝男君及び高橋等君辭任につき、その補欠として田淵光一君及び佐藤親弘君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日
国民健康保険法の一部を改正する法律案(亘四郎君外三名提出、衆法第一八号)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第八号 厚生委員会議録第十四号 昭和二十六年三月二十日

本日の会議に付した事件

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三三号)

結核予防法案(内閣提出第一一五五号)
国民健康保険法の一部を改正する法律案(亘四郎君外三名提出、衆法第一八号)

精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)

○松永委員長 だいたいより会議を開きます。
日程を追加して先刻当委員会に付託になりました国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提案者より趣旨の御説明をお願いします。提案者中川俊思君。

国民健康保険法の一部を改正する法律案
国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第二条中「市町村(特別区ヲ含ム以下同ジ)を「市町村若ハ特別区又ハ之等ノ組合(以下市町村ト称ス)に改める。
第二条ノ二第一項の次に次の一項を加える。
前項ノ規定ハ第八条ノ十五第三項ノ規定ニ依リ市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トシタル場合ニ当該区

域外ニ於テ組合ガ国民健康保険ヲ行フコトヲ妨ゲズ
第四条の次に次の一項を加える。
第四条ノ二 組合ノ事務所又ハ第八條ノ十ノ規定ニ依リ施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ
第八条ノ二を第八条ノ三とし、以下第八条ノ二二までを順次一條ずつ繰り下げ、第一章中第八条の次に次の一條を加える。
第八条ノ二 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依リ徴収金ニ關スル書類ヲ送達ニ付テハ地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条及第二十條ノ規定ヲ準用ス
第八条ノ五前段中「療養ノ給付ヲ担当スル者」を「療養ノ給付ヲ担当スル者(以下療養担当者ト稱ス)に改め、同条後段、第八条ノ六第一項、第八条ノ七、第八条ノ八第一項及び第三項、第五十條、第五十一條並びに第五十二條ノ三第二項中「療養ノ給付ヲ担当スル者」を「療養担当者」に改める。
第八条ノ九第一項中「費用ノ一部」を「費用ノ一部以下一部負担金ト稱ス」に、「徴収金コトヲ得」を「徴収シ又ハ其ノ者ヲシテ療養担当者ニ支拂ハシムルコトヲ得」に改め、同条に次の一項を加える。
保険者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ一部負担金ヲ減免シ又ハ其ノ徴収若ハ支払ヲ猶予スルコトヲ得
第八条ノ十中「療養者ハ助産」を

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

十章とし、第七章の次に次の一章を加える。
第八章 診療報酬請求書ノ審査
第四十七條ノ二 保險者ハ社会保險診療報酬支払基金又ハ國民健康保險診療報酬審査委員會ニ療養担当者ノ提出セル診療報酬請求書ノ審査ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ審査ハ第八条ノ八第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ニ照シ当該診療報酬請求ノ適正ナリヤ否ヤニ付行フモノトス
第四十七條ノ三 前条ノ審査ヲ行フ為メ道府県知事ノ定ムル所ニ依リ都道府県ニ一又ハ二以上ノ國民健康保險診療報酬審査委員會(以下審査委員會ト稱ス)ヲ置クモノトス
第四十七條ノ四 審査委員會ハ療養担当者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各七人以下ノ同數ヲ以テ之ヲ組織シ都道府県知事ノヲ委嘱ス
前項ノ委嘱ハ療養担当者ヲ代表スル委員及保險者ヲ代表スル委員ニ付テハ夫々所屬團體ノ推薦ニ依リ之ヲ行フ
第四十七條ノ五 審査委員會審査ノ為必要アリト認ムルトキハ都道府県知事ノ承認ヲ得テ当該療養担当者ニ對シ出頭及説明ヲ求メ報告セシメ又ハ診療録其ノ他帳簿書類ノ提出ヲ求ムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ審査委員會ノ請求ニ依リ出頭シタル療養担当者ニ

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

「療養、助産若ハ葬祭」に改める。
第八条ノ十一第一項中「保險者」を「保險者(地方税法ノ規定ニ依リ國民健康保險税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。
第八条ノ十二を次のように改める。
第八条ノ十二 保險給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保險料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保險給付、保險料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム
第八条ノ十四第三号を次のように改める。
三 國民健康保險税又ハ保險料及一部負担金ニ關スル事項
第八条ノ十五第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改め、同条に次の一項を加える。
第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコトヲ得
第二十五條ノ三第二項中「又ハ準禁治産者ヲ創る。
第三十七條ノ四第二項中「第八条ノ八及第八条ノ十」を「第八条ノ九及第八条ノ十一」に改める。
第四十二條中「第八条ノ九」を「第八条ノ十」に改める。
第八章を第九章とし、第九章を第

対シテハ都道府県知事ハ旅費、日
当及宿泊料ヲ支給スベシ但シ其ノ
提出セル診療報酬請求書又ハ診療
録其ノ他帳簿書類ノ記載ノ不備又
ハ不当ノ為出頭ヲ求めラレ出頭シ
タル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七条ノ六 都道府県ハ審査委
員会ノ行フ審査ニ付保険者ヨリ手
数料ヲ徴収スルコトヲ得

第四十七条ノ七 本法ニ定ムルモノ
ノ他審査委員会ニ関シ必要ナル事
項ハ都道府県知事之ヲ定ム

第五十一条中「第八条ノ六」を「第
八条ノ七」に改める。

第五十二条ノ十八を次のように改
める。

第五十四条中「第八条ノ十二」を
「第八条ノ十三」に改め、第二項の次
に次の一項を加える。

第八条ノ十五第三項ノ規定ニ依リ
市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ
世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者ト
スル条例ニ付其ノ制定ノ認可アリ
タル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ
適用ニ付テハ当該市ノ当該区域ヲ
市ノ区域ト看做ス但シ国民健康保
険ヲ行フ社団法人ニ付テハ此ノ限
ニ在ラズ

第五十六条中第一項を次のよう
に改め、第二項を削り、第三項中
「五千円」を「三万円」に改め、「又ハ
科料」を削る。

審査委員会ノ委員若ハ国民健康保
険審査会ノ委員又ハ之等ノ職ニ在
リタル者職務上知得シタル医師若
ハ歯科医師ノ業務上ノ秘密又ハ個
人ノ秘密ヲ故ナク漏洩シタルトキ
ハ六月以下ノ懲役又ハ三万円以下

ノ罰金ニ処ス
附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月
一日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、な
お、従前の例による。

○中川俊思君 だいたい議題となりま
した国民健康保険法の一部を改正する
法律案の提案理由につきまして御説明
申し上げます。

御承知の通り、国民健康保険は、昭
和十三年に実施されて以来、急速
に普及発展いたし、今や社会保障制度
の一環といたしまして着々その成果を
上げ、現在保険者数五百百、被保険者
数二千五百万人となつてゐるのであり
ますが、今回さらに国民健康保険の運
営を適正かつ合理的ならしめるため、
次のような改正を必要とすることと相
なりましたので、この法律案を提案す
る次第であります。

この法律の改正の第一点は、国民健
康保険の診療報酬を適正ならしめるた
め、これを審査する機関として、都道
府県に一または二以上の国民健康保険
診療報酬審査委員会を設置しようとし
ることです。

第二点は、特別の事由のある市にお
いては、その市の一部の区域において
公営で国民健康保険を行ひ得る道を開
こうとすることです。

第三点は、一部負担金を療養担当者
の窓口で支払い得ることとし、又特別
の事由のある者は、一部負担金を減
免する等の措置を講じ得ることとしよ
うとすることです。

第四点は、今回地方税法の改正によ

りまして、国民健康保険を行う市町村
は、保険料にかえて国民健康保険税を
課し得ることとなりましたことに伴
い、保険料に関する規定を整理しよう
とすることです。

以上がこの法律の改正案の要点であ
ります。何とぞ慎重御審議の上すみや
かに御可決あらんことをお願いする次
第であります。

○松永委員長 ちよつと速記をとめて
ください。

〔速記中止〕

○松永委員長 速記を始めてくださ
い。それでは国民健康保険法の一部を改
正する法律案は、大会にこれが質疑応
答を行うことといたしまして、予防接
種法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

前会に引續いて質疑を行ひたいと存
じますが、御発言はありますか。――
別に本案についての御質疑もないよ
うですが、本案についての質疑を終了
したものと認めるに御異議ありません
か。

○松永委員長 御異議がなければ、本
案についての質疑は終了したものと認
めます。

次に本案の討論に入るのであります
が、本案の討論につきましては、通告
もございませんので、これを省略し、
ただちに採決をいたしたいと存じま
すが、右採決するに御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認め、討
論を省略し、予防接種法の一部を改正
する法律案を採決いたします。本案を

原案の通り可決するに賛成の諸君の御
起立をお願いします。

〔総員起立〕

○松永委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。
なお議長に提出する本案に関する報
告書の作成にしましては、先例によ
り委員長に御一任をお願いいたし存じ
ますから、さよう御了承願います。

○松永委員長 次に精神衛生法の一部
を改正する法律案を議題とし、前会に
引續き質疑を行います。

精神衛生法の一部を改正する法律案
についての御発言はございせんか。

別に御発言もないようございま
すが、本案についての質疑を終了せる
ものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議がなければ、本
案についての質疑は終了したものと認
めます。

次いで討論に入るのでありますが、
別に討論の通告もありませんから、こ
れを省略して、ただちに採決に入りま
す。本案を原案通り可決するに御異議
ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認め、本
案は原案通り可決いたしました。
なお議長に提出する本案に関する報
告書の作成にしましては、先例によ
り委員長に御一任願いたいと存じ
ますから、さよう御承認願います。

○松永委員長 結核予防法案を議題と
し、前会に引續き質疑を通告順により
許します。松谷委員。

○松谷委員 局長がお出ましのように

ございまして、予防法案の条文の解
釈その他についても御質問申し上げた
いと思ひます。こまかな点にわたるか
もわかりませんが、御了承いたした
いと思ひます。この法案をずっと拜見
して非常に感じますことは、抽象的な
文字が非常に多いということです。こ
れはこの法律の持つ一つの性格かも
わかりませんが、そういう点がきつ
い。結核患者というその内容と限
度、基準等についても伺ひ申し上げ
たいのでございますが、この法案の各
所に使われております「適正な医療」、
一条にもございます。二条にもござい
ます。「適正な医療」というその「適
正」というのは、どういふ内容を基準
として考へておられるか。まずそれか
ら初めに伺つておきたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 「適正な医療」と
いう字句の定義についてのお尋ねで
ございまして、現在、結核の医療につ
きまして、実情は新薬の過信その他患者
の要求などによつて不必要な医療が行
われておる場合があるように考えられ
るのでございます。従ひまして本法に
おきます「適正な医療」とは、現在各
国において結核に対して正しい治療
あるとして取上げられておりますたと
えば人工気胸療法、あるいは外科的療
法、あるいは特殊な薬剤の注射あるいは
内服、あるいは大気、安静、栄養に
よる療法、そういうものを考へておる
のでございまして、一部の新薬の過信
による不必要な医療が行われないよう
にという趣意をこめておるのでござ
います。

○松谷委員 だいたいの御説明で大体
了承いたしましたのでありますが、ただ
いま御説明の中にございました不必要な

医療でございますね。それについて結核において不必要な医療が現在行われているという局長のお話なんですけれども、各国でこれが正しいと認められておる外科その他おあげくださいました医療、これはその通りだと思いますが、なおつけ加えられた不必要な医療、あるいは新薬の過信について、もう少し具体的にその内容を伺っておきたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 最も極端な例を申し上げますと、たとえばツベルクリン反応が陰性で、どう考えても結核と診断できないようなものに対して、人工気胸等をやられるというようなこともないことはないでございます。そういうものはきわめて極端な例でございますが、実際に医療を行います場合には、医師の判定によりまして、医師が必要であると考えられます医療をいたしますので、どこまでを必要、不必要と申しますかというところは、これは非常にデリケートな問題だと思ひますが、たとえば患者が自身でいろいろな希望を求めて結核の自宅療法をやるといふようなこともございます。そういう点を考えているのでございます。

○松谷委員 話がちよつと公衆衛生局とそれのかみ合せませんが、ただいまのお話でございますと、新薬のことについて、中でも新薬その他を過信するといふ点があり、不必要な面が出て来るというお話でございますが、これは患者ないしその患者を持つ家族の精神的な一つの問題として、当然必要以上に薬は使つてやりたいし、本人も使いたいものと思ひますが、本人も使いたい場合、これが適当ならざる薬、ある

いはまた不必要と大体判定のできる薬というものの対して、薬務局その他との御連絡の上で、そういう薬に対する一つの処置といひますか、公衆衛生局の方で薬務局の方に話し合いをなさり、勧告とまでは行かないかもしれませんが、そういう一つの処置といふことも公衆衛生局ではお考えいだきたいものだと思うのでありますが、今日のところではどうでございますか、今日のことではどうでございますか。

○山口(正)政府委員 薬剤の点に關しては、私どもの方といたしましては疾病予防という立場から考えまして、単に結核だけではないに、そのほかの疾病につきましても、新薬その他を、あるいは積極的に現段階においては、それをまだ一般に広く使つて段階でないもの方といたしまして、十分各方面の専門家の意見も聞きまして、薬務当局と始終連絡をしながら、一般国民が適正な医療を受けられるように努力いたしております。

○松谷委員 法案の中にもある程度の明文はあるのでございますが、先ほどお話のような外科その他適正な医療を十分に実施するだけの予算的な措置は、本法案とともにできると局長はお考えでございますか。

○山口(正)政府委員 適正な医療を実施いたしますのは、病床の問題もございまして、また医師、看護婦等の医療関係者の問題もございまして、さらにたゞいまお尋ねの医療に関する予算的問題もございまして、医療費の負担という点に關しまして、先般衆議院において御可決いただきました二十六

年度の予算の中には、ストレプトマイシンの注射は十一万二千人、パスの内服が五万人、それから人工気胸十一万人、それから外科的療法が一万九千人、余計上してございます。ただいま申し上げました人数で完全に十分に行えるところまで行くことは、なか／＼むずかしいかと思ひますが、ただいま申し上げました数字で相当正しい医療を受けさせられるように取運べるものと考へております。国家財政の現状で、国庫の負担が十分に現在まだ行われ得ないという問題につきましては、今後私どもといたしまして、できるだけ努力をいたしまして国家の負担が増額できますように努力いたしたいと存じております。

○松谷委員 ただいま御説明くださいました予算の内訳でございますが、これは二十五年と二十五年度の比較の資料をいたしてございましてよろしいか。

○山口(正)政府委員 二十五年には医療費の負担がございせんので、二十六年から新しく計上したのでございます。

○松谷委員 失礼いたしました。これはもちろん公衆衛生局としての予算ではございせんけれども、ストレプトマイシンあるいはパス等の予算は、全然なかつたのでございせんか。

○小川説明員 二十五年におきましては、医療を普及させるための予算というよりも、買上げの予算でありまして、性格のかつた予算は計上しておりますが、本法案に關係のある予算といふものはございせん。

○松谷委員 もし今おわかりでございましたら、買上げ予算でけつこうでございますが、伺いたいと思ひます。

○小川説明員 ストレプトマイシンの買上げ予算は、二十五年におきましては、六億三千百万円でございます。

○松谷委員 ついでに、それが何人分くらいか、大体おわかりでございませうか。今すぐでなくともけつこうでございまして、次の委員会までに資料として出していただいて、伺わさせていただきますか。

次に局長にお伺ひしたいと思ひますが、第三條の医師に対する義務づけがございまして、ここで「国及び地方公共団体の行う業務に協力しなければならない」とございまして、この協力するといふ内容は、どの程度のことをもつて協力といふ解釈をされるのか。ここをもう少し具体的に示したいと思ひます。

○山口(正)政府委員 具体的には、医師に対して、本法におきまして、届出の義務あるいは指示の義務を課しております。また健康診断、予防接種を実施いたしますのにつきまして、医療関係者はこれに協力しなければならぬ、そういう意味を持つてゐるのであります。

○松谷委員 そういたしますと、この簡条ではちよつとはつきりいたしませんがこの協力といふ意味は、厚生大臣なり都道府県知事から指定された医師といふことでなくして、広義な、一般的の意味の協力といふふうに本条では解釈してよろしうございませうか。

○山口(正)政府委員 そういふふうには解釈していただいてけつこうでございませう。

○松谷委員 それから第五條の第一号のところの「結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者」この業務の内容でございませうが、そういう点について、すでに当局の方ではお考えがございましておられますでしょうか。

○山口(正)政府委員 第五條の第一号の「感染し」の方は、看護婦などを考へております。「伝染させるおそれ」といふ下段の方は、芸妓とか、ダンスとか、接客婦あるいは旅館、飲食店の女中、あるいは理容師、一応そういうふうな業務を考へております。

○松谷委員 それから第九條の健康診断を当然受けるべき義務のある者が、やむを得ない事故のために定期の健康診断を受けることができないという場合、この事故といふのは、どの範囲までを事故として認められるのでございませうか。

○山口(正)政府委員 疾病はそこに例があつておりますが、そのほか旅行してございませうか、あるいは疾病と同様でございませうが、負傷いたしましたとか、そういうふうなことで、定期に健康診断を受けられない状態にあるという者を一応考へております。

○松谷委員 この事故の中には、不在その他を事故とお認めになりますかどううか。

○山口(正)政府委員 おられますの、わざ／＼そのときでないようにするといふような故意のものは含んでおりませんが、やむを得ない事情で不在になる、あるいは交通事情その他で受けに行かれないといふような者は、この中に含むと考へております。

○松谷委員 そういたしますと、故意であるとか、あるいは故意でない、偶

然であるというような判定は、何をもつてなさいますか。あるいはまた、どこがそういうことを判定する機関になるのでございましょうか。

○山口(正)政府委員 判定いたしますのは、健康診断の実施者が判定いたします。その判定いたします尺度といったしましては、本人の申出その他によつて判断して行く、そういうふうな考えでおります。

○松谷委員 実施者とおつしやいますと、それは一つの機関をなすものでなくて、個人というふうな解釈もできる場合がございしますが、そういういたします、いろいろそこにもまた問題も出て来るおそれもあるのではないかと思います。この当然受けるべき立場にある者が受けない、少くとも法律化されている場合に、ただ口頭をもつて事故であつたという程度で、それをお認めになる御意思であるか、あるいはもつとその義務づけを強くなさるという意味において、故意でないということを相当証明できるような何らかの方法までおとりになつて、この義務づけをなさるおつもりでございましょうか。そういう点はどうか考えになりますか。

○山口(正)政府委員 判定いたしますのは、国の事務の委任を受けております第四条に書いてございします実施義務者をさしているのでございます。判定いたします場合には、口頭による申出も採用することにいたしております。現在予防接種法に行われておりますような簡易申請書を提出させるというところまでは、現実には考えておりません。

○松谷委員 この点なお私は御研究いただきたいと思いますのでありますが、やは法律としてこの法律を完全に実施し、そしてその効果を十分にあげて行くためには、受ける者の義務を相当強く義務づけることが、私はやはりある程度必要ではないかと思つてございします。もちろんこれを受けることが、その本人に別に損失を与えることでもございせんし、むしろ本人の幸福のためであるには違ひないのでございすけれども、しかしそういう傾向が將來出て来ないとも言えないと思つて、そういう点について、これはもちろん個人の人權を蹂躪するようないことまで行われてはたいへんでございす。しかしある程度そこには何かひとつの対策と申しますか、処置と申しますか、そういう点も考えておいてよいのではないかと思つて、私も研究させていただきます。

もうとへ帰りましたたいへん感謝でございますが、四條の二項でございします健康診断の期日または期間の指定に關して指示することができるとございします。指示することができるといふのは、私は非常に消極的であり、弱いのではないかと思つてございします。むしろ指示をしなればならないというふうな意味を、私はこの条文が持つべきではないかと思つてございします。あるいは私の解釈違ひかも知れませんが、そういういたしますと、指示することができるといふ常識的な解釈は、指示することができるといふのであつて、しなくともさしつかえないといふふうな、逆にもまたとられるおそれがあるのではないでしようか。私は必ず保健所長として、義務として指示しなければならぬ性格のものだと思つて

ですが、いかがでしようか。

○山口(正)政府委員 先ほどの第九條の点につきましては、実施に際しまして御指摘のようになやましが起らないように十分注意して行くつもりでおります。

な第四條の第二項のお尋ねでございしますが、これは指示することができるといふふうに権能を表わしているのでもございまして、実施いたします場合には、保健所長は保健所運営協議会のようなものも持つておりますので、その管内の事業場の長あるいは学校の長などと常に連絡をいたしまして、実施いたして参ります。現在もいろいろ健康診断の場合に調整をはかつておりますし、また今後ともはかつて行くように指導して参りますが、必ず常に実施しなければならぬというふうに強くしなければならぬというお考えかと存じますが、実際の面にあたりましては、指示することができるといふ権能を残しておけば、その管内の健康診断の実施につきまして、円滑に調整をはかつて行けるというふうに考えております。

○松谷委員 私はその点でふに落ちないのでありますが、私の方でなお考えて、またあらためて質問させていただきます。

大分飛びますが、二十九條であります。二十九條の入所命令の場合であります。二十九年の期間を定めようといふことでもございしますが、この「期間を定めよう」といふことを特にここに取上げなければならぬかつた、また取上げられ

た理由を伺いたいのであります。

○山口(正)政府委員 期間は一応六箇月と考へております。これは御承知のように、結核の病状が変化して参りますので、その変化を見ながらあらためてまた措置をとるといふような意味で、一箇六箇月というふうに考へておるわけでありまして。

○松谷委員 医療費の申請もたしか六箇月で切りかえになつてたこと記憶いたしますが、この六箇月というのは、これは専門的な医療の点から見て六箇月という基準をきめられたのですか。あるいは他に六箇月という基準をきめられた理由があるのでしょうか。

○山口(正)政府委員 厳密に申しますと、はつきり六箇月といふことを言ひ切ることはなかなか困難かと思つて、第二十八條の従業禁止の場合も一箇六箇月といふことになつておりますので、二十九條も一箇六箇月と考へたのであります。切りかえを一箇六箇月としたのは、結核といふ疾病の性状から考へまして、六箇月間観察をして、その後にもまたあらためて必要な措置をとる、そういうふうに考へてゐるのであります。

○松谷委員 重ねて、くだいようでございしますけれども、そういうことで、医学的な面から一箇六箇月に切つたと解釈いたしましてさしつかえないものでしょうか。それから今の御答弁によりまして、六箇月で一箇その経過を見ることがよつてはまたそれを継続することによつてはまたさしつかえないというふうな解釈してよろしいでございしますか。

○山口(正)政府委員 六箇月といひましたのは、御指摘の通り医学的に見まして、そういうふうな考へてゐるのでございまして、六箇月たちまちした後

に、さらにあらためて必要がござい

すれば、それを継続するという考へでございします。

○松谷委員 同じ条でございしますが、最後の方に入所命令を受けました際に、「当該患者又はその保護者が入所を申し込んだときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」とございしますが、この正当な理由は何をもつて正当な理由といふふうにお認めになるのでありましようか。

○山口(正)政府委員 これ以上取寄いたしますと、その療養所の運営に支障を来すとか、あるいは特殊な対象のためにつくられである療養所で、その特殊な対象以外の者の入所を申し込まれたときに、それを入所させますと、その特殊な対象の者の入所が非常に困難になるというふうな場合を考へてゐるのであります。

○松谷委員 運営上さしつかえるという御答弁でございしましたけれども、これはむしろ医療局関係になるかも知れませんが、入院の希望を出しても、これは法律がないのでやむを得ない現象かもしれませんが、希望いたしましたけれども、ベットは空いておつても、定員一ぱいであつて入院はできないという断りが、今日この結核療養所でも大行われております。患者が入院いたしますのは半年から一年、長くなりまして一年半も待たなければならぬような状態がございしますが、そういう場合に定員数は満ちておらない、ベットも空いておるけれども、お話のように運営上経費その他どうしても入院はさせられないというふうな場合が今後出た場合には、その解釈はやはり正当な理由として当局としては医療局との交渉をなさるおつもりでござい

ましようか。

○山口(正)政府委員 定員以下を収容してあります場合に、たとえばその療養所の医療関係者の数が定員通り満たされてないために、それ以上の患者数を引受けた場合に適正な治療が与えられないというようなときには、正当な理由と考えなければならぬと存じますが、但しその場合には医療関係者が十分に充足されてないために患者の定員数を収容できないということがないように、私どもの方といたしましては、国立療養所につきましては、医务局の方に折衝して参るつもりであります。

○松谷委員 公衆衛生局はもう少し強くなつていただきたいと思つております。これはもちろん医療費その他の予算の面からあるいはまた従業員の事情から、そういうことが現在行われておられるであろうと推測をするのでございませうけれども、今日せつかくベッドを増床するという場合に、一床でもあいていなくてもいいものは非常にもつたない現象だと思つてございませう。こういう点は医療費その他の医療設備あるいはまた従業員その他の充実をはからなければならぬことは、もちろんでありますけれども、公衆衛生局におかれましては、ひとつ完全に空床を利用する方向に強く推し進めていただきたいと思います。それでその正当な理由をよほど厳重に運営上おはからいをお願いいたします。

なお先ほど特殊な対象の病院には特殊の者は云々とありましたが、この特殊なというものは何か、具体的に今伺えれば伺つて、なお質問を続けさせていただきます。

○山口(正)政府委員 たとえば通信省関係あるいは運輸省関係あるいは教育者関係、そういう特殊な対象のために特につくられました療養所を考えております。

○松谷委員 これは各省の予算等が相当影響を受ける——影響と申しますかその管轄外の者、特殊の者を入院させることは、今日までの各省の慣例から、おそろく困難なことは思いますけれども、しかしこれも初めに申し上げたように、少くとも通信省関係にあきがあるという場合に、宙に浮いて病を持ちながら入院できない他省の官吏がかりにあつたとするならば、これは厚生省が間にいられて折衝なさつて、これは特殊なものであるからというところで放置をなされずに、こういう厚生省の面からでも各省のなわ張り根性というものを打破していただくと一つのきつかけをこしらえていただければ、一石二鳥案だと思つてございませうが、そういう点に今後厚生省、ことに公衆衛生局は乗り出していただきたいと思つてありますが、局長のお考えはいかがでございませうか。

○山口(正)政府委員 御指摘の点につきましては、指定医療機関の第三十六条条のところに、特殊な、国が開設した病院または診療所につきまして、その主務大臣の同意を得て指定医療機関に指定いたします。その同意を得ます場合に、ただいま御指摘のようなことが——これはある程度特殊事情は認めなければならぬとは存じますが、極端な、ただいま御指摘のように非常にたくさんあいていられるに他省の者が入れないというふうなことはないように

は、その同意を得て指定いたします場合に、そういうことを十分考慮して実施するようには、私どもの方といたしましては、強く要望して参るつもりであります。

○松谷委員 三十六条以下の指定医療機関のことですが、その指定をいたします場合に、その基準その他がございませうか。

○山口(正)政府委員 一応指定の基準といたしまして私どもの考えておりますのは、結核の適正な医療を行い得ますようにという建前からいたしまして、診療科目としては、原則として内科を標榜しておるもの、それからX線装置を有しておるもの、そういうふうなことを考えております。

○松谷委員 この指定機関の場合には、指定医療機関になりたいという希望と申しますか、その申請はできることになつておりますまいか。

○山口(正)政府委員 病院側からも、医療機関側からも申請できるようにしてございませう。

○松谷委員 その指定医療機関になりました場合に、何か特典というふうなものがあるものでございませうか。

○山口(正)政府委員 特別にございませう。

○松谷委員 今特別の特典はないというお話でございしましたが、指定医療機関になれば、授業その他の材料の配給、その他そういう点は当然あるものと解釈をいたしますがいかがでございませうか。

○山口(正)政府委員 その指定医療機関におきましてストロプトマイシンの注射をいたしますとか、あるいはパスの授与をいたしますとかいう場合に

は、そういう配給は当然行われるものと考えております。

○松谷委員 指定医療機関について問題になりますのは、やはり支払いだと思つてございませう。従来健康保険指定の医師その他が支払いが非常に不円滑なために非常な難儀を受けておつた、また現在もおそれるという状態でございますが、この結核予防法の指定を受けます医療機関は、またここで法案で拜見すると、大体医療報酬の点数は国民健康保険並に認められて行くようでございますが、支払いもまたやはり健康保険並に非常に不円滑であるという危惧が、おそろく指定機関を受けるかどうかという場合の一つの問題になると思つてございませうが、そういう点についてお見通しはどうでございませう。

○山口(正)政府委員 内容は先般御説明申し上げたと存じますが、一応ただいま考えておりますのは四種類の医療でございませうので、比較的単純でございませう。また省令におきまして、一応最大限二箇月ぐらゐで必ず支払うようになつていふに規定して行きたいと考えております。

○松谷委員 今二箇月というお話でございませうけれども、二箇月も、これはなかなか医療者の側に立ちましてはつらいところらしくはございませう。私専門家でございませうが、そういう訴えをしば、聞かれます。そのために非常に業務が滞滞して来る実情がございませうので、この点について特に公衆衛生局は一はだ脱いでいただく覚悟でなければ、これが円滑に行われないのではなかつたかと思つて。その点もなお一層御研究いただきたいと思います。

それからこの指定を受けた医療機関は——これは国等の場合は問題でございませうが、税金等の面につきまして、何かひとつ考慮されて行くというところを、特に本省としては何か対策をお考えでございませうか。

○山口(正)政府委員 本法におきまして指定医療機関は、社会保険各法の保険医と同じような意味でございませうので、ただいま御指摘のような税金その他についての特別な取扱いというものは、一応私どもの方では考えておりません。

○松谷委員 予防審議会及び結核診療協議会のことと少し伺つておきたいと思つて、この結核予防審議会あるいは結核診療協議会の委員というものは、これは当局とされては名譽職的なものだという解釈のもとにつくられたものでございませうか、あるいは他のお考えによつてつくれたものでございませうか。私名譽職と申しましたが、言葉が悪いかわかりませんが、報酬その他の点で予算その他からかみ合せて見ての私の名譽職と申しました内容がございませうのですが、そういう点予算等からかんで御説明いただければつこうかと思つて。○山口(正)政府委員 先般御可決いただきました予算の中にこの結核予防審議会、診療協議会の委員の手当が盛り込んでございませうが、これは普通の審議会の手当と同様に、出席に際して手当を差上げる、そういうふうな考えでございませう。

○松谷委員 なおもう少し詳しく内容を御説明いただければ幸いと思つて。○山口(正)政府委員 お尋ねの委員会

の運営に要します費用の内訳は、ただいま手元にこまかい資料を持ち合せておりませんので、この次の機会にお答え申し上げたいと思います。

○松谷委員 なおその際にあわせて委員に対する手当その他もひとつ伺わせていただきたいと思ひます。

それから四十六条のところに「審議会の庶務は、厚生省公衆衛生局において処理する。」とありますが、これは事務当局と申しますのもおかしなあれかと思ひますが、公衆衛生局内に審議会を置くというように解釈してよろしゅうございませうか。庶務はそこで処理するということになりますと、審議会の所在というものは……。

○山口(正)政府委員 審議会は厚生大臣の諮問機関といたしまして、厚生省設置法にうたわれるわけでございまして、四十六条の意味は、庶務的な事項を公衆衛生局で行うというのでございまして、審議会を公衆衛生局に置くという意味ではないのでございませう。

○松谷委員 その意味はよくわかつております。すると予防審議会に連絡その他一切のあれは公衆衛生局が担当されて、今後国民は公衆衛生局に連絡をとればよろしいというふうに解釈をしてよろしゅうございませうか。

○山口(正)政府委員 御指摘の通りでございませう。

○松谷委員 この委員の内容でございしますが、四十五条の三のところは大体ございしますが、当局では患者の代表と申しますか、患者側の意見というものを委員会に盛り入れるというお考えは全然ございませうでしょうか。

○山口(正)政府委員 患者自身を入れるということは一応考えておりません

ので、患者の意見を代表し、また患者の利益を代表できるような方を委員の中に入れまして、患者の意見を十分取り入れて行きたい、そういうふうに考えております。

○松谷委員 時間が大分長くなりましたから、こまかな点は次に譲らせていただきますが、最後に一つ伺つておきたいのは、予防法が幸いにもこうして考えられておりますので、この予防法の運営の中に、ことにこういう委員会ができればよろしいと思ひますが、その運営上後保護の問題でございませうか、これもあわせて――名前は結核予防とついでございませうが、予防審議会の内容として、医療に引続いて後保護の問題も取上げて行こうとなさるような広いお考えは公衆衛生局にはございませうでしょうか。公衆衛生局ではできないとおつしやればやむを得ませんが、今日後保護の問題を扱つておりますのは社会局かもしれませんが、社会局だけにまかすよりは、むしろこの法案に添えて、この審議会あたりでいろいろ検討していただいた結果を具体化する場合には、社会局に持つて参りますのが早道ではないかと思ひますが、局長はどうお考えでございませうか。

○山口(正)政府委員 結核患者の後保護の問題につきましては、一応後療養の部面は、この結核予防法に基きまして、私どもの方で扱つて行きたいというふうに考えております。後保護の問題は、一応現在社会局で取扱つてもらうことになっております。ただ、ただいま御指摘の審議会の議題として後保護の問題を取上げ、どういうふうに後保護を今後やつて行くかということについては、当然この審議会の議題として取上

げて研究して行くべきだと考えております。

○松谷委員 長くなりますので、他の質問は次に譲らせていただきます。

○山口(正)政府委員 前会松谷議員からお尋ねがございまして、答弁を今日に譲らしていただきました保健所の整備の問題でございませうが、既設の各保健所に事務職員二名ずつを増員いたしますのは、予算上は十一箇月分をとつてございませう。それから保健所の二十箇所の新設並びにCクラスからBクラスへの格上げ五十一箇所、CクラスからAクラスへの格上げ三十箇所分は、予算上は六箇月分をとつてございませう。なお保健婦の活動を積極的にいたしますために、二十六年度から従来の旅費のほかに、保健婦一人当り年額一万二百円の旅費を計上してございませう。

○松谷委員 大体了承いたしました。が、なおこの際つけ加えてお聞きしておきたいことは、保健婦に対する年額の予算の増額がございましたが、これで非常に事務もはかどつて来ようと思ひますが、なお保健婦さんたちのいろいろの要求を伺つてみますと、ことに地方等では足の便でございませうね、今度保健所にダットサンが配給になるということも伺ひましたので、これができれば相当家庭訪問には便利だろうと思ひますが、ダットサンを看護婦さんが使つてはなか／＼参らないので、自転車の要求が全国的に非常に強うございませう。なおおはからいたしたいと思ひます。それから看護婦さんたちのくつとくつ下、この要望が多いのでございませう。こまかいことで

ございませうけれども、日常の問題として相当の苦勞をしておられるようでありますから、あわせてお考えいただきたいと思ひます。これはお願いいたしておきます。

○松谷委員長 次回は明後二十二日午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

(参照)
予防接種法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
精神衛生法の一部を改正する法律案
(参議院提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)